

第3期中期目標期間の終了時に 見込まれる業務実績等報告書

独立行政法人 都市再生機構

目次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2
	民間建築投資誘発効果	2
1	政策的意義の高い都市再生の推進	4
	（1）都市の国際競争力強化のための都市再生のプロジェクト推進	8
	（2）社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換	8
	（3）地方都市等におけるコンパクトシティ実現等の地域活性化	14
	（4）防災性向上による安全・安心なまちづくり	17
	（5）都市再生実現のための具体の取組手法	22
2	超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進	30
	（1）超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成	30
	（2）ストックの再生・再編等の推進等	39
	（3）UR賃貸住宅管理業務の適切な実施	46
3	東日本大震災からの復興に係る業務の実施	50
4	新規に事業着手しないこととされた業務	55
	（1）ニュータウン事業	55
	（2）特定公園施設の管理	60
5	業務遂行に当たっての取組	62
	（1）地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進	62
	（2）環境への配慮	65
	（3）良好な都市景観の形成	69
	（4）調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元	69
	（5）都市開発の海外展開支援	69
	（6）業務運営の透明性の確保	69
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	74
1	業務運営の効率化	74
	（1）機動的・効率的な組織運営	74
	（2）内部統制の適切な運用	74

(3) 管理会計の活用による経営管理の向上	74
(4) 情報化の推進.....	74
2 適切な事業リスクの管理等	79
(1) 事業リスクの管理	79
(2) 事業評価の実施	79
3 一般管理費・事業費の効率化.....	82
4 総合的なコスト削減の実施	82
5 入札及び契約の適正化の推進.....	85
III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	87
1 繰越欠損金の解消.....	87
2 財務体質の強化	87
3 保有資産の見直し.....	91
4 予算	91
5 収支計画	91
6 資金計画	91
IV 短期借入金の限度額.....	97
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	98
VI 剰余金の使途	99
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	100
1 施設及び設備に関する計画	100
2 人事に関する計画.....	100
3 関係法人に係る取組	104
(1) 関係会社の整理合理化	104
(2) 関係法人との関係に係る透明性確保のための情報開示	104
4 中期目標の期間を超える債務負担.....	107
5 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 33 条第 2 項(附則第 12 条第 7 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する積立金の使途.....	107